

全国司法書士女性会FAX通信284号 (2015年3月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

研修会ご報告

東京 大 瀬 明 子

2月21日、慶応大学法学部教授の金山直樹先生をお迎えして、東京の津田ホールにおいて、研修会が開催されました。「条件・期限と登記をめぐる諸問題」がテーマとされており、個別の事例における停止条件と解除条件の具体的な法的効果を検討するご講義でした。ゼミ形式での活発な発言を求める旨が事前にアナウンスされており、配布されたレジュメを拝見し、久しぶりのゼミ形式でのご講義に一同とても緊張しましたが、ご講義が始まってみると、金山先生の気さくなお人柄もあり、少しずつ参加者の皆様の緊張もほぐれてきて、活発に発言が飛び交うようになりました。条件が成就した場合における法的効果や第三者への対抗力について、さらには、それをどのように登記に反映するかという点まで掘り下げて、細かく検討しました。登記の知識であれば、普段の業務でもよく使う分野でもあるのですが、実体的な法律判断については、六法を引きながら、知識をフル活用しながら、ご講義を受け、しばらく眠っていた脳の知識が活性化されたように思います。ご講義のあとにも、さらに活発な質疑応答もあり、盛況に終わりました。

民法 900 条改正以後の相続法 大きな「進化」と小さな「進化」

20150207 大村敦志(東京大学)

はじめに 1400-1420

*いま、何が起きているのか？

(0) 家族法改正の状況

再び家族法の時代？ 1996年・2003年の失敗と2011年の実現
債権法改正要綱と相続法改正報告書 大きな改正と小さな改正？

(1) 直接の原因

法的な前提 大法廷決定〔20130904〕から相続法改正〔20131205〕へ
政治的な対応 自民党法務部会〔20131105〕から
法務省 WT 報告書へ〔20150128〕

(2) 報告書の内容

中心(住宅の保護・取得財産の増加)と周辺(寄与分と遺留分)

第1段階 1420-1500

非嫡出子の相続分 相続制度の変化

*いま、非嫡出子の相続分区別が問題視されるのはなぜか？

(0) 明治民法との対比 家督相続の優越

(1) 現行相続法の淵源 遺産相続の一般化

(2) 相続の機能の変化 生活保障から象徴化へ

第2段階 1500-1540

配偶者の地位の強化 夫婦財産法の変化

*いま、配偶者の地位の強化が説かれるのはなぜか？

(0) 韓国法との対比 清算の不在

(1) 潜在的共有制 現行制度の経路依存性

(2) 配偶者相続分の二重性 不十分な清算と帰属の暫定性

第3段階 1540-1640

複合的な制度の導入 婚姻の変化・資産の変化

*いま、画一的な制度で対応が難しいのはなぜか？

(0) フランス法との対比 夫婦財産と固有財産の区別

(1) 80年改正の画一性 「総中流社会」における「終身婚姻制」

(2) 家族・家産の多様性 婚姻期間の長短・子の有無と家業・資産の態様

(3) 日本における立法論 3つの案の比較

質疑とまとめ 1640-1700

*いま、立法において「進化主義(évolutionnisme)」を論ずるのはなぜか？

3つの進化主義(立法事実・立法過程・立法方法) cf. 進化主義的解釈

〔参照条文〕

明治民法

第九百七十条 被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相続人ト為ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

五 前四号ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第八百三十六条ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相続ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス

第九百七十二条 第七百三十七条及ヒ第七百三十八条ノ規定ニ依リテ家族ト為リタル直系卑属ハ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑属ナキ場合ニ限り第九百七十条ニ定メタル順序ニ從ヒテ家督相続人ト為ル

第九百七十四条 第九百七十条及ヒ第九百七十二条ノ規定ニ依リテ家督相続人タルヘキ者カ家督相続ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑属アルトキハ其直系卑属ハ第九百七十条及ヒ第九百七十二条ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ家督相続人ト為ル

第九百七十九条 法定ノ推定家督相続人ナキトキハ被相続人ハ家督相続人ヲ指定スルコトヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相続人アルニ至リタルトキハ其効カラ失フ

家督相続人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ規定ハ死亡又ハ隠居ニ因ル家督相続ノ場合ニノミ之ヲ適用ス

第九百八十二条 法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族会ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

第一 配偶者但家女ナルトキ

第二 兄弟

第三 姉妹

第四 第一号ニ該当セサル配偶者

第五 兄弟姉妹ノ直系卑属

第九百八十四条 第九百八十二条ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ家ニ在ル直系尊属中親等ノ最モ近キ者家督相続人ト為ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

第九百八十五条 前条ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ親族会ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ親族会ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス

親族会ハ正当ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得

第九百九十四条 被相続人ノ直系卑属ハ左ノ規定ニ従ヒ遺産相続人ト為ル

- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相続人ト為ル

第九百九十五条 前条ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルヘキ者力相続ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑属アルトキハ其直系卑属ハ前条ノ規定ニ従ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産相続人ト為ル

第九百九十六条 前二条ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相続ヲ為スヘキ者ノ順位左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系尊属

第三 戸主

韓国民法

第 1000 条 (相続の順位) 相続においては、次の順位で相続人となる。

- 1 被相続人の直系卑属
- 2 被相続人の直系尊属
- 3 被相続人の兄弟姉妹
- 4 被相続人の 4 親等内の傍系血族

前項の場合に、同順位の相続人が数人であるときは、最近親を先順位とし、同親等の相続人が数人であるときは、共同相続人となる。

胎児は、相続順位に関しては、既に出生したものとみなす。

第 1001 条 (代襲相続) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により相続人となる直系卑属又は兄弟姉妹が、相続開始前に、死亡し、又は欠格者となった場合に、その直系卑属があるときは、その直系卑属が、死亡し又は欠格となった者の順位に代わって、相続人となる。

第 1002 条 削除

第 1003 条 (配偶者の相続順位) 被相続人の配偶者は、第 1000 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による相続人がある場合は、その相続人と同順位で共同相続人となり、その相続人がないときは、単独相続人となる。

第 1001 条の場合に、相続開始前に死亡又は欠格となった者の配偶者は、同条の規定による相続人と同順位で共同相続人となり、その相続人がないときは、単独相続人となる。

第 1009 条 (法定相続分) 同順位の相続人が数人であるときは、その相続分は、均分とする。

被相続人の配偶者の相続分は、直系卑属と共同で相続するときは、直系卑属の相続分の 5 割を加算し、直系尊属と共同で相続するときは、直系尊属の相続分の 5 割を加算する。

削除

第 1010 条 (代襲相続分) 第 1001 条の規定により死亡、又は欠格となった者に代わって相続人となった者の相続分は、死亡、又は欠格となった者の相続分による。

前項の場合に、死亡、又は欠格となった者の直系卑属が数人であるときは、その相続分は、死亡、又は欠格となった者の相続分の限度において、第 1009 条の規定により、これを定める。第 1003 条第 2 項の場合にも、また同様である。

Code civil [フランス民法]

Article 756

Le conjoint successible est appelé à la succession, soit seul, soit en concours avec les parents du défunt.

Article 757

Si l'époux prédécédé laisse des enfants ou descendants, le conjoint survivant recueille, à son choix, **l'usufruit de la totalité des biens existants** ou **la propriété du quart des biens** lorsque tous les enfants sont issus des deux époux et **la propriété du quart** en présence d'un ou plusieurs enfants qui ne sont pas issus des deux époux.

Article 757-1

Si, à défaut d'enfants ou de descendants, le défunt laisse ses père et mère, le conjoint survivant recueille **la moitié des biens**. L'autre moitié est dévolue pour un quart au père et pour un quart à la mère.

Quand le père ou la mère est prédécédé, la part qui lui serait revenue échoit au conjoint survivant.

Article 757-2

En l'absence d'enfants ou de descendants du défunt et de ses père et mère, le conjoint survivant recueille **toute la succession**.

Article 757-3

Par dérogation à l'article 757-2, en cas de prédécès des père et mère, **les biens que le défunt avait reçus de ses ascendants par succession ou donation et qui se retrouvent en nature dans la succession** sont, en l'absence de descendants, dévolus pour **moitié aux frères et soeurs du défunt ou à leurs descendants**, eux-mêmes descendants du ou des parents prédécédés à l'origine de la transmission.

[参考文献]

大村敦志・家族と法 比較家族法への招待（左右社、2014）

[参考例]

A が死亡、遺産は 1 億 2000 万円

相続人は配偶者 B、嫡出子 C、非嫡出子 D

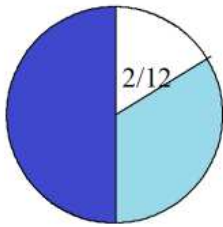
B = A +
|
C

従来（旧法）

$$B = 6/12 = 6000$$

$$C = 4/12 = 4000$$

$$D = 2/12 = 2000$$

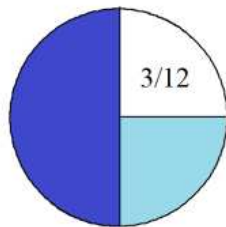


改正法

$$B = 6/12 = 6000$$

$$C = 3/12 = 3000$$

$$D = 3/12 = 3000$$

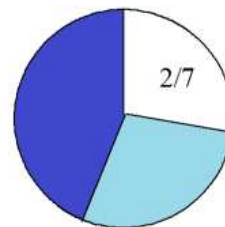


韓国法

$$B = 3/7 = 5240$$

$$C = 2/7 = 3430$$

$$D = 2/7 = 3430$$

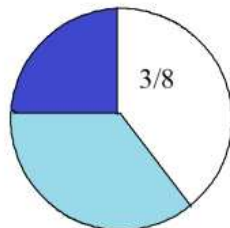


フランス法（acquet 0%）

$$B = 2/8$$

$$C = 3/8$$

$$D = 3/8$$

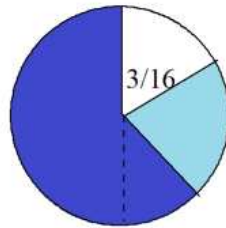


フランス法（acquet 100%）

$$B = 1/2 + 1/2 \times 2/8 = 10/16 \text{ (5/8)}$$

$$C = 1/2 \times 3/8 = 3/16$$

$$D = 1/2 \times 3/8 = 3/16$$



再改正案は？

案 夫婦財産清算 + 相続

$$\text{実質的共有財産} \times 1/2 + \text{純遺産} \times 1/3 \quad 0 \text{ ケース} = 0 + 4000 = 4000$$

$$100 \text{ ケース} = 6000 + 2000 = 8000$$

案 2つの相続分率

$$\text{実質的共有財産} \times 2/3 + \text{固有財産} \times 1/3 \quad 0 \text{ ケース} = 0 + 4000 = 4000$$

$$100 \text{ ケース} = 8000 + 0 = 8000$$

案 配偶者加算分

$$\text{法定相続分} + ((\text{実質的共有財産} \times 2/3 + \text{固有財産} \times 1/3) - \text{遺産} \times 1/2)$$

$$0 \text{ ケース} = 6000 + (0) = 6000$$

$$100 \text{ ケース} = 6000 + (8000 - 6000) = 8000$$

[質問付目次]

民法 900 条改正以後の相続法 大きな「進化」と小さな「進化」

20150207 大村敦志(東京大学)

はじめに 1400-1420

Q 1 : 居住保護のポイントは何か？

第 1 段階 1420-1500 非嫡出子の相続分 相続制度の変化

* いま、非嫡出子の相続分区分が問題視されるのはなぜか？

(0) 明治民法との対比 家督相続の優越

Q 2 : 明治民法と現行民法の相続システムの一番の違いは？

(1) 現行相続法の淵源 遺産相続の一般化

Q 3 : 現行民法の相続権・相続分規定の由来は？

(2) 相続の機能の変化 生活保障から象徴化へ

Q 4 : 相続の機能(意義)として、一般に言われているのは？

第 2 段階 1500-1540 配偶者の地位の強化 夫婦財産法の変化

* いま、配偶者の地位の強化が説かれるのはなぜか？

(0) 韓国法との対比 清算の不在

Q 5 : 韓国相続法の配偶者相続分規定の特徴は？

(1) 潜在的共有制 現行制度の経路依存性

Q 6 : 日本民法の夫婦財産制が潜在的共有制と呼ばれるのはなぜか？

(2) 配偶者相続分の二重性 不十分な清算と帰属の暫定性

Q 7 : 配偶者の観点から見て、清算が不十分な場合とはどんな場合か？

Q 8 : 血族の観点から見て、配偶者相続権が不合理に見えるのはどんな場合か？

第 3 段階 1540-1640 複合的な制度の導入 婚姻の変化・資産の変化

* いま、画一的な制度で対応が難しいのはなぜか？

(0) フランス法との対比 夫婦財産と固有財産の区別

Q 9 : フランス法では配偶者相続権の保護が弱いのはなぜか？

(1) 80 年改正の画一性 「総中流社会」における「終身婚姻制」

Q 10 : 80 年改正では何が目指されていたのか？

(2) 家族・家産の多様性 婚姻期間の長短・子の有無と家業・資産の態様

Q 11 : 上記 3 要素はどのような影響を及ぼしうるか？

(3) 日本における立法論 3 つの案の比較

Q 12 : 80 年改正の際の問題点は克服されているか？

質疑とまとめ 1640-1700

[設例]

- ・ **停止条件** AがBに対して、「Bが司法試験に2年以内に合格したら、田舎の田畑をやる」という書面による約束がある場合。
- ・ **解除条件** AがBに対して、「Bに田舎の田畑をやるが、司法試験に2年以内に合格しなかったら返せ」という書面による約束がある場合。

1 条件不成就の効果

(1) 停止条件

A からB への停止条件付売買がなされた後に、B からC に目的物が転売されていた場合において、AB 間の停止条件が不成就に確定した場合の法律関係につき論ぜよ。この場合、登記はいかなる意味を持つか。

(2) 解除条件

A からB への解除条件付売買がなされた後に、B からC に目的物が転売されていた場合において、AB 間の解除条件が不成就に確定した場合の法律関係につき論ぜよ。この場合、登記はいかなる意味を持つか。

2 条件成就の効果

(1) 停止条件

A が自己の権利をB に対して停止条件付きで譲渡したが、同一の権利を第三者C に対しても譲渡した場合、条件の成就によってC の権利は、いかなる影響を受けるか。この場合、登記はいかなる意味を持つか。また、Bは自己の権利を確保するために、具体的にどのような登記をすることができるか。

(2) 解除条件

A がB に対して解除条件付法律行為によって権利を譲渡し、B がこれをさらにD に譲渡した後に条件が成就すると、AD 間の法律関係はどうなるのか。この場合、登記はいかなる意味を持つか。また、Aは自己の

権利を確保するために、具体的にどのような登記をすることができるか。

(3) 条件成就の効果が遡及する特約（民127条3項参照）があるときは、(1)(2)の法律関係はどうなるか。

3 条件付権利の譲渡

停止条件付権利の譲渡は、どのような登記をすることによって、対抗力を確保することができるか。(a)無条件の譲渡と(b)条件付きの譲渡に分けて考えよ。付記登記、本登記、仮登記の概念を整理して答えよ。

4 条件成就の妨害

AがBに対して、「Bが次回の司法試験に合格したら、田舎の田畑をやる」と書面で約束していたが、Aから同一不動産の贈与を受けたCが試験日の朝にBに「父親が事故で危篤だ」と告げた結果、Bは受験できず、司法試験にも合格しなかった。後に、CがBを騙したことが発覚している。この場合、BC間の法律関係はどう扱われるか。また、登記はどのような意味を持つか。

AがBに田舎の田畑を贈与したが、「Bが次回の司法試験に落ちたら返す」という書面約束があった。Bからの転得者Dが試験日の朝にBに「父親が事故で危篤だ」と告げた結果、Bは受験できず、司法試験にも合格しなかった。後に、DがBを騙したことが発覚している。この場合、AD間の法律関係はどう扱われるか。また、登記はどのような意味を持つか。

5 特例法上の債権・動産譲渡

条件付権利の条件付譲渡につき、特例法上の登記は、どのようにすれば可能か。

6 期限

一定の期間が経過すれば復帰するという形で不動産の所有権を処分することはできるか。できるとすれば、どのように登記すべきか。